

◎議 事 日 程（第5号）

平成30年3月23日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第1号 愛西市空家等対策協議会条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第3号 愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 愛西市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 愛西市寄附金条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 土地改良事業に伴う町及び字の区域の変更及び廃止について
- 日程第22 議案第21号 愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第23 議案第22号 市道路線の廃止について
- 日程第24 議案第23号 市道路線の認定について
- 日程第25 議案第24号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第26 議案第25号 平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第26号 平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第28 議案第27号 平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第28号 平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第29号 平成29年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第30号 平成30年度愛西市一般会計予算について
- 日程第32 議案第31号 平成30年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第32号 平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第34 議案第33号 平成30年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第34号 平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第36 議案第35号 平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第36号 平成30年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第38 議案第37号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第39 請願第1号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第40 請願第2号 国民健康保険税を引き下げ、市民負担軽減を求める請願について
- 日程第41 請願第3号 国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書採択の請願について
- 日程第42 請願第4号 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について
- 日程第43 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	山岡幹雄君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	大島一郎君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聡明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水 谷 永 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産業建設部長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	伊 藤 裕 章 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	足 立 信 夫 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水 谷 辰 也 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務協働委員長、報告をお願いいたします。

○総務協働委員長（大宮吉満君）

それでは、総務協働委員会の結果を報告いたします。

総務協働委員会は、3月13日午前10時から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第1号：愛西市空家等対策協議会条例の制定については、主な質疑で、空家等対策協議会委員9名の中で地域住民は何名で、任期は何年か、また開催頻度はどれぐらいかの質問では、地域住民の代表は総代1名、任期は2年で、年3回ほどを考えていますという答弁でありました。

採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第3号：愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部改正については、主な質疑で、行政改革推進委員の任期を変更するのはどのような理由かの質問では、第1次行政改革大綱は12年間の計画でしたが、4月からスタートする第2次は4年の計画期間としたので、その期間の進行管理をしていただくという観点から4年の任期が好ましいという考え方ですという答弁でありました。

採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第4号：愛西市個人情報保護条例の一部改正については、主な質疑で、特定個人情報とは具体的に何かの質問では、氏名、住所、生年月日などの記述と指紋データ、旅券番号などの個人識別符号ですという答弁でありました。

採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第5号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、主な質疑で、任期付職員4名の部署はどこで、任期は何年かの質問では、保育士が3名で保健師が1名です。任期は、3年がスタートで最大5年ですという答弁でした。

採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第6号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、主な質疑で、この一部改正は人事院勧告に基づいて特別職の期末手当の引き上げをするものかの質問では、そのとおりですという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第6号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第7号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正については、主な質疑で、ラスパイレース指数の93.6は県下でどのくらいの順位なのか、またその理由は何かの質問では、県内の市では最下位で、町村を含めると、これより低い町村はあります。給与制度は国と同等のものですが、昇給・人事評価の違いで差が生じてきているものだと思います。愛西市としても人事評価を行っていますので、徐々に影響が出てくると考えますという答弁でした。

採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第10号：愛西市寄附金条例の一部改正については、主な質疑で、寄附金条例の一部改正で事業区分を削除しているが、理由は何かの質問では、第2次総合計画が策定されたことに伴い事業区分を削除しますが、条例施行規則で第2次総合計画に定める7つの基本目標を規定していますので、これまで同様に寄附者の用途は指定できる体制は整えられていますという答弁でした。

採決の結果、議案第10号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第21号：愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、主な質疑で、市役所窓口での交付と郵便局での交付の違いは何かの質問では、郵便局では9項目の証明書発行を行います、本人が郵便局に出向き、請求していただくのが原則です。ただし、住民票については、世帯構成員であれば交付可能です。戸籍については、戸籍に載っている人であれば交付可能ですが、委任状を持っていても第三者への交付の取り扱いはいりませんという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第24号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、巡回バス運行管理委託料に係る補正の内容は何か、またその要因は何かの質問では、入札による事業費の確定に伴う減額で、その理由は、企業努力であると思いますという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第24号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算についてのうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑として、庁舎総合管理業務において受付案内業務、宿日直管理業務はそれぞれ何人体制か、また民間委託にしてよかった点は何か、トラブルはないかの質問に対し、受付案内は常時1名、宿日直管理業務は常時2名体制です。シルバー人材センターへの委託による苦情はありません。職員の負担軽減につながっていますとの答弁でした。また、巡回

バス海南病院ルートの運行状況はどうか、ルートやバス停についての要望への対応はどうなっているのかの質問に対し、利用実績は平成28年度で2,209名です。要望への対応は、巡回バス運行検討委員会で検討されていくことになると思いますとの答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第30号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、福祉消防委員長、報告をお願いいたします。

#### ○福祉消防委員長（真野和久君）

それでは、福祉消防委員会の結果を報告いたします。

福祉消防委員会は、3月14日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第2号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、主な質疑として、愛西の里の移管後の修繕は移管先でということだが、現時点で必要な修繕は終えられているのか、移管のメリット・デメリットは何かとの質問では、現在必要とする修繕はありません。サービス料において、指定管理の公立減算がなくなること、並びに今後の指定管理料及び施設管理に要する費用負担が市として不要となるというメリットがありますという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号：愛西市手数料条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第9号：愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第12号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑として、あいさいわかばの運営はどうなるのか、最終的に立田社会福祉会館ではどんな事業が行われるのかの質問では、現第2社会福祉会館を社会福祉会館と変更し、今後は、八開にある分も統合したあいさいわかばを引き続き運営しますという答弁でした。

採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第13号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑として、近隣自治体での同様な動きの状況はどうかの質問では、津島市では民営化が2例、稲沢市では統廃合の例がありましたという答弁でした。また、公共施設の再編成との兼ね合いはどうなっているのかの質問では、公共施設30%削減の目標において少し先行して実施していき

ましたが、今後個別計画を作成しますという答弁でした。

質疑の後、反対討論及び賛成討論がありましたが、採決の結果、議案第13号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第14号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正については、主な質疑として、ちびっ子広場児童遊園の公園を返したいという意見は多いのかの質問では、管理をする子ども会などから維持管理が大変だという話が多いですが、返したいという話までは聞いていませんという答弁でした。

採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第15号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正については、主な質疑として、医療費助成において、乳児、障害者、母子医療との併給や重複の調整等はあるのかの質問では、重複の取り扱いはありませんという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第16号：愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第17号：愛西市介護保険条例の一部改正については、主な質疑として、年金支給額が減り、介護保険料などが上がったりして、高齢者の生活は成り立っているのかの質問では、介護保険制度、愛西市では11段階の保険料設定の中、非課税世帯の1段階から4段階の方々に対しては、愛西市単独での保険料率の軽減対応をしていますという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第17号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第19号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第24号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、質疑もなく、採決の結果、議案第24号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第25号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第26号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第27号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑として、高齢者の生活保護において、亡くなったときの葬儀等の対応はどうなっているのかの質問では、施設入所の方の例が多く、施設による葬儀等の手配がほとんどであります。家族が対応される場合もあります。自宅での場合は、家族がなければ市において手

配します。生活保護における葬儀費用は、上限が約18万円ですという答弁でした。

また、5年経過による機器の部分更新の詳細はの質問では、指令台モニター、自動出動指定装置、地図等検索装置、長時間録音装置などで、運用開始から5年で保証期間が切れるので更新するものだという答弁でした。

採決の結果、議案第30号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第31号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計予算については、主な質疑として、制度が県一括となるが、県への拠出金は急激な変化を避けるために措置があるのかの質問では、今回、県納付金は激変緩和の国庫補助措置がありますが、今後は、過去3年間の県下の医療費水準で算出されますという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第31号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第32号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第33号：平成30年度愛西市介護保険特別会計予算については、主な質疑として、新たな事業として通所型サービスBの住民主体の利用者に対し、傷害保険による保障を行うのかの質問では、対象者を市内の通所Bの利用者として愛西市で一括で掛けるもので、サービス提供者ごとではないという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第33号は賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、請願第1号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願については、質疑、討論もなく、採決の結果、賛成なしで不採択と決しました。

次に、請願第2号：国民健康保険税を引き下げ、市民負担軽減を求める請願については、質疑、討論もなく、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

次に、請願第3号：国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書採択の請願については、質疑、討論もなく、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

次に、請願第4号：国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げを求める意見書採択の請願については、質疑、討論もなく、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に、建設文教委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設文教委員長（鷲野聰明君）

建設文教委員会の結果を報告いたします。

建設文教委員会は、3月15日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第11号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑として、近隣市町村で指定管理に移行されているところはどこか、また改正により、利用料金において利用者に負担が生じないかの質問では、津島市、あま市、稲沢市、一宮市において、文化会館と同様の施設で指定管理に移行されています。また利用料金において、利用者に負担が生ずることはありませんという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第11号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第18号：愛西市都市公園条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第20号：土地改良事業に伴う町及び字の区域の変更及び廃止については、主な質疑として、なぜ今この事業を行うのかの質問では、鵜戸川工区事業は平成18年度に工事が完了しましたが、当時、相続等の関係で換地処分ができませんでした。今回地権者の同意が得られる見込みとなり、換地作業に入ることに伴い、議会承認の必要な変更を行うものですという答弁でした。

採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第22号：市道路線の廃止については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第23号：市道路線の認定については、質疑はなく、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第24号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑として、農業振興費における減額の内容と要因は何かとの質問では、農業近代化資金利子補給及び新規就農総合支援事業については事業費確定により、農地利用集積協力交付金は事業推定により、経営体育成支援事業は申請者の取り下げにより、それぞれ減額するものですという答弁でした。

採決の結果、議案第24号のうち当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第28号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）については、主な質疑として、機能強化の弁の取りかえについて、どんな形で優先度をつけたのか、評価はどうかの質問では、過去の故障件数の多いところから優先順位をつけています。評価としては、緊急出動の件数が減りましたという答弁でした。

採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第29号：平成29年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につ

きましては、主な質疑として、道の駅周辺整備事業の今後のスケジュールと想定する規模はどうかの質問では、平成30年度に事業導入検討調査を行い、効果的な事業内容を洗い出す予定です。現段階では区域は定めていないが、周辺及び東側の花はす田周辺を検討地区と考えていますという答弁でした。

また、外国語指導助手派遣委託事業において、委託を直接雇用にする計画はあるのかの質問では、直接雇用は考えていないという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第30号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第34号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算については、主な質疑として、地方公営企業会計移行にかかわる業務委託において、平成31年度の稼働に向けたプロポーザルでの進捗状況はどうかの質問では、固定資産調査等や評価並びに勘定科目、予算科目の設定が完了し、今年度の出来高は74.3%です。来年度はテストランの予定で、その後は条例規則の改正予定ですという答弁でした。

採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第35号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計予算については、主な質疑として、ストックマネジメントによる点検調査計画とは何かの質問では、大量な管路施設において効果的に維持管理できるように計画を立てて、範囲等を決めながら点検していく調査計画ですという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第35号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第36号：平成30年度愛西市水道事業会計予算については、主な質疑として、企業誘致に係る使用料の料金体系はの質問では、まだ企業の水道水の使用予定が不透明であることから見込みは未定です。また、口径別の料金体系への変更は、現在予定はありませんという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第36号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第37号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第7号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第1号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第２・議案第１号：愛西市空家等対策協議会条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

13番・杉村義仁議員、どうぞ。

○13番（杉村義仁君）

議案第１号：愛西市空家等対策協議会条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

全国的に問題となっている空き家は、愛西市においても増加傾向にあります。空き家等対策推進をするために、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定された空家等対策協議会を設置するものであり、愛西市空家等対策協議会条例の制定について、賛成させていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第１号を採決いたします。

議案第１号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第１号は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第３・議案第２号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第３・議案第２号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第２号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、反対討論を行います。

現在、社会福祉協議会が指定管理で運営している愛西の里の土地・建物を社会福祉協議会に貸与し、経営を任せるための今回の条例の廃止であります。貸与することで、例えば建てかえが必要になった場合の問題や障害が重い方の通所の保障など、もう既に民間である社会福祉協議会の善意にすぎる大変不透明な契約にもなっています。また、市が保有し、運営ができる施設が愛西市にはせつかくあるということは就労支援施設のあり方を市が追求でき、また困難な方等の受け入れなど課題解決ができる、そうした先進的な運営ができるはずであるのに、それを放棄し、民間に丸投げする市のやり方には大変疑問を感じ、そうした点から、この議案に対

しては反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第3号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・議案第3号：愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第4号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・議案第4号：愛西市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第5号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議案第5号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第6号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・議案第6号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第6号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、討論を行います。

愛西市は、財政が厳しいとあって、市民に公共施設の使用料の値上げや、福祉・教育の予算、補助金また周辺地域の住民サービスの削減を行っております。一方、人事院勧告だからといって報酬について引き上げることに、市民の理解は得られません。津島市では、市長の提案に対し、市議会は財政が厳しいから報酬は引き上げるべきではないとの態度です。本来、報酬の変更については、まず報酬審議会を行って答申すべきです。県内では毎年開催している自治体が3分の1あります。

以上の理由から、議案第6号には反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

それでは、議案第6号について、反対の立場で討論いたします。

加藤議員と同じような理由でございますが、少子・高齢化の社会になって、財政難がこれからも続く中で市民の方々にはさまざまな負担、そしてサービスの削減が行われているのが現状であります。そうした中で、議員、市長、副市長、教育長の期末手当をさかのぼって、職員

アップに連動して値上げすることは、市民に対して説明責任が果たせないと思っております。よって、反対といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第7号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第8号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第8号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第9号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・議案第9号：愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

議案第9号：愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の一部改正に関しては、4月からの国民健康保険の広域化、都道府県化に伴う改正であります。国民健康保険の都道府県化について、私たちはかなり大きな問題があるとして反対している立場としては、この条例改正には賛成はできません。

以上の点から反対いたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第10号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第11・議案第10号：愛西市寄附金条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

16番・八木一議員、どうぞ。

○16番（八木一君）

議案第10号：愛西市寄附金条例の一部改正について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の改正は、ふるさと納税を初めとする寄附金について、使い道を市の実情に応じて工夫し、事業の趣旨や内容を明確にすることを国から求められており、今後の市の情勢に柔軟な対応を可能とするため必要であります。寄附金の使い道は、寄附金条例施行規則で定められ、今までと変わらず貴重な財源を寄附者が指定する事業に活用できることから、この一部改正につ

いて賛成といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第11号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第12・議案第11号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第11号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加いたします。

この条例の改正の内容は、指定管理者に愛西市文化会館の管理を行わせることができる規定の追加というのが内容であります。愛西市は、指定管理者制度導入に関する基本方針というのを持ってありますが、その基本方針によると、指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることとみずから市が決めているところであります。

しかしながら、質疑を通して、この条例提案に至るまでに十分な検討がされていたのか、非常に疑問の残る内容であります。例えば、どのように住民サービスが向上するのか、このことについても十分な検討がなされたのでしょうか。委員会の中では、貸し館業務と社会教育事業は分離をして検討する方向ですということはありませんでしたが、具体的にどうしていくのかということについては全く明確にされなかった。また、どのくらいの経費の削減ができるのかということについて質問したところ、これについても、幾らの削減効果があるのかについて何ら明らかにされる状況ではありませんでした。

現在も愛西市の文化会館については、市の職員として使命感を持って、文化教養の向上のため文化会館事業を進めているのではないのでしょうか。現在においても、施設の管理業務については、業務委託を行い、経費削減に努めているところでもあります。文化会館の管理を、指定管理者制度を導入するという結果ありきでスケジュールをこなしていく、そのようなことだけを先行させて、この今3月議会に提案されたとしか思えない状況であります。

よって、今回質疑の中でも十分な検討がされたかどうかということについては疑問であり、この条例については反対といたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

5番・竹村仁司議員、どうぞ。

○5番（竹村仁司君）

議案第11号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場から意見を述べます。

指定管理者制度は、住民の皆さんの福祉を増進させる目的を持って利用される公の施設について、民間事業者などが持っているノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられたものです。指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請に果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものです。

今回の条例の一部改正により、愛西市文化会館が市民の皆さんにとって、より豊かで幸せを感じられる施設となることを期待し、議案第11号に賛成いたします。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第12号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第13・議案第12号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第12号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正は、立田社会福祉会館を社会福祉協議会に貸与する、そして第2社会福祉会館

を社会福祉会館として今後使用していくというための改正であります。

これは、この件に関しては議案第2号と同様な考えから反対をいたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第13号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第14・議案第13号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、議案第13号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

この条例改正については、一般質問を含めて、さまざまな角度から質問をさせていただきました。そして住民説明会の折にも、議事録にも記載をされておる。本定例会で議案提出は、市民の皆さんに絶対しませんと記載がされております。そんなことからいっても、この定例会に提出をされた、そこには重い思いがあるとは思いますが、しかしながら、住民の方々に早くても6月か9月しか出さないと説明並びに約束をしている。そんな意味からいっても、この条例案に対して賛成するわけにはいきません。物事が起きているところに、なかったことにすることは僕にはできません。

さまざまな角度で悩みに悩んだあげく、反対とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第13号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

委員会でも発言いたしました。私立保育園でも潰れた保育園がたくさんありますので、私は私立に公立が劣っているとは思っていません。そして、公共施設の統廃合も進めていかなければならないと思っております。廃止することによって、財政的メリットもかなりあることもわ

かっています。職員が地元を説得するのに大変苦勞していることも理解しています。そして、今後統廃合を進めていく中で、佐屋北保育園は統廃合の第1号で、今後進め方がモデルになる事例だと、この部分を大変重く感じています。そして、乳幼児の保育は1対1の関係が重視され、大人数での保育のメリットは学校教育ほどないという面では、学校統廃合の手法とは、やはり別のものとして考えていかなければならないと思っています。

市長は市民協働、市民参加を進めようとしています。この3月議会への保育園の廃止の提案は、市民を諦めさせるための議決としか私は思えません。子ども子育て会議で決まったからとか、議会が議決したからということがあれば職員は楽になるかもしれません。私は、何か起きると、ずうっとこのような手法がとられるのでは、市民との協働、市民参加といったものは達成できないのではないかというふうに思っています。議会の議決がなくても、市民と膝を交え、市民とともに考えていくことが大切です。

今後、跡地について市民と話し合っていくのであれば、さらにそういった関係が必要です。また、駅周辺で若い世代の転入が期待できる地域ですので、天王幼稚園のこども園化、そして跡地の利用の仕方など、さまざまなやはり市としてこういったことを考えているようなお話も事前にすべきだと私は思っています。

次年度の募集も終えています。31年度の募集は秋です。なぜこの3月議会に議決が必要なのか、私には理解できませんので、反対といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第13号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この条例改正は、40年以上地域に愛されてきて多数の卒園者を輩出し、そしてこの愛西市の子供たちを育ててきた、まさにそういう佐屋北保育園というのを廃止する条例の提案であります。また、5年後に廃止をするという内容の提案は、国の予算がまた今後どうなるかもわからない、また災害がいつ起こるかもわからない、そして、さらには今の市長も議員も5年後にその職制を維持しているかもわからない、そんな先の5年後の廃止を決めるということは全くあっていいことではない。今議会で決めるということは絶対に反対でありますし、皆さんとともにこのことを阻止していきたい、そのように考えております。

昨年の8月以来、住民、また保護者説明会が行われてきました。そして、説明会では地域の方や保護者の方、たくさんの意見がありました。私はその中で、一つ、保護者の方の御意見として、ちょっと長くはなりますが、今の保育園の状況、本当に真剣に考えていただいているなと思った内容がありますので、皆さんにお伝えをしたいと思います。

私なりに真剣に考えて整理しましたので、お聞きいただければと、お願いしますということで、まず今回の方針の件で、保育の質の向上を根底に見据えた方針ということで築いたということでは、非常に重要なことだと同感をしておりますが、その背景として、経済協力開発機構

が小・中・高校・大学だけでなく、幼児教育・保育は、本当に人の形成や社会において非常に重要な位置を占めるということを昨年度あたりから強調しており、その背景には、アメリカのペリーという就学研究という有名な研究がありますが、50年にわたる追跡調査によって、質の高い幼児教育が社会に与える影響を明らかにしたというものであります。実際にアメリカでは、3ドルの幼児教育費をかけると、子供たちは大人になって9ドル生産するということまで結論づけています。

それを受けまして、日本の厚生労働省、文部科学省、そして内閣府はそれを含めて検討して、来年度からは新しく保育所保育指針、また幼稚園教育要領が改訂されるということがうかがえます。今後、ますますこのような子供たちの学び、発達の質を問う保育の重要性が高まっていることは言うまでもありません。質の高い幼児保育・保育専門家、日本の研究者たちはこぞって自由保育、いわゆる日本古来の子供同士の集団生活や学びを大切にしてきた教育が改めて重要だということを言っております。

私もそのように考えて、佐屋北保育園は、非常に貴重な質の高い保育園だと思っております。私自身、自分の子供が佐屋北保育園にお世話になるに当たって、幼児教育学を専攻する国立大学院の教授複数に保育や幼稚園について指導を受け、尋ねました。そして、実際に現場を見学させていただき、先生方にもお話を伺って、佐屋北保育園でぜひお願いしたいと自分の中で確認して今お願いしている次第です。入園したばかりでしたが、このような方針、方向性が出てきて、最先端で研究をされている大学院の先生たちも、これだけ質の高い保育園が大事だと言っているのにもかかわらず、廃園するのだということが本当に残念で、これからの子供たちのことを考えると、すごく疑念が残りますということで、保育園のことについて、これはお父さんの言葉ですが、今、真剣に考えていますと。本当に市は、真剣に考えている言葉を聞いてくれているんですかという内容で討議が行われているところでもあります。皆さん、そういったことでは、そういう保育園の質の問題、また保育の質の問題についても、非常にいい保育園だというこの保育園をなくしていくということについては、実際利用されている方、地域の皆さんの不安や疑問というのは解消されていないというふうに考えます。

また、定員割れをしているからといって入所を断っている実態も浮かんでまいりました。望んでも入れないという、今後そういう可能性も出てくる可能性があります。まず第一に、そういった望んでも入れないということについては、保育の質の低下につながるのではないかと、そのように感じます。また、定員に100%満たしていないと保育の質が高いと言えないというような議論が今言われる中、定員が割れているから保育園を潰す、なくしていくというような考え方であっても、今後統合する園についてはマンモス化する状況にもなる。そして、保育士の働き方や子供たちの問題でも、目に届くような保育が本当にできるかどうかということについては、非常に不安だという声もあわせていただいております。

また、この保育の質の向上ということについても、また市民の声がありますが、保育の質の向上ということを目標に民間活力を導入するという形でお話もありましたが、現実問題、私立保育所の中には定員300名を超える保育所もあり、保育の適正規模は100人程度と言われている

中で3倍もの定員を用意していることになる。当初の説明では、公立保育園の定員、敷地、建築面積が示されたが、定員300人を超える私立保育園がどれほどの設備を整えているのか、本当に公立並みの保育の質を保つことができるのか、保護者の皆さんは、その点を不安にされていると思う。園児をつめ込められるだけつめ込んだところがある一方で、公立はしっかりとした園児の受け入れをできず、定員割れをしている。このような状況で、今、保育が私立か公立かという枠組みで話をするということについては本末転倒だ。

先ほどの説明によると、愛西市の合計特殊出生率は極端に少ない。なぜ少ないのか。母親が、将来が心配で子が産めないからではないか。これは市の将来的ビジョンに問題がある。少子・高齢化問題に対処する方法としては、若い世帯を呼び込むことではないか。このあたりには、建て売り住宅、分譲住宅、アパートが建築され、若い世帯の受け入れは整っている。若い世帯が生活を維持していくためには共働きしかなく、民間では受け入れ可能というものの、民間保育園に預けている母親はアルバイトかパートの方がほとんどである。正規職員で高収入が得られる母親は、もっと保育環境のよいところに出ていってしまう。愛西市で生まれた子供たちも、結婚時期になると、子育てのしづらい愛西市から保育環境の整った他市に出ていってしまうのではないか、こんな意見も出ています。

また、これまでに皆さんから出された不安の声は、市として重く捉えてほしい。40年ほど前にも、私も北保育園の建設要望に署名していただいた。上の子は私立の保育園、下の子は公立保育園に入園したが、私の見る限り、下の子のほうが伸び伸びとしていたと思う。公立・私立がともに生き残っていくためには、市がしっかりと保育の予算を確保すべきで、定員割れを理由に佐屋北保育園を廃止するのはおかしい。

隣の弥富市は、若い世代の人口が減っていて、旧の公立保育園も充実している。

○議長（大島一郎君）

河合議員に申し上げますが、議場における議長の議事整理権により、議事の進行に御協力をお願いをいたします。

○11番（河合克平君）

わかりました。

公立保育園も充実している。子ども医療費の無料化についても、愛西市の小学6年生までに対し、弥富市は中学3年生まで。だから、若い世帯は全部弥富市に移ってしまう。このような方針を提案する前に住民の声を聞くべきだと、こんな声もあります。

終わりになりますが、最後、柚木の地区で、本日は柚木町の子育て、若い人たちのために大変熱心に議論をし、貴重な意見をいただいて本当にうれしく思う。市の職員は、こうした声を真摯に受けとめ、市長、副市長に伝えていただきたい。きょうの説明会に市長、副市長の出席を要請したが、かなわなかった。このような大事な案件に対しては、2度、3度と説明会が行われてよいと思う。子供たちの教育をどう考えているのか、市長に伝えてほしいし、この問題を結論ありきで進めてほしくない。財源が不足しているから、もっと大事な子育て支援を真っ先にカットするということについては納得していない。廃園については、議会の3分の2以上

の賛成で条例改正が議決されなければ実施できないはずということで、市長や副市長も出席をして、やはり何回も説明してほしい。そして、2度でも3度でも説明会を開催したいと考えるし、こうした説明会は柚木町のコミュニティーの場と考えているため、市長に伝えてほしいという内容で議論が行われています。そういった点では、この3月に、議会の中に提出をされ、そして条例が提出され、保育園が5年後に廃園される、そのようなことは全く許すことができません。

大野議員からもありましたが、この説明会には早くても6月、9月、実際にはそのようなこととお話をしている市の対応があります。私は、こういった市民の要望を全く無視をし、そして地域も無視をしているのではないか。そして市長、副市長の同席のもとで説明会を行ってほしいという要望にも応えず、説明とは違う3月議会に提出をされる、そのようなこの佐屋北保育園の廃止条例については、余りにも乱暴な内容であって、うそとごまかしの条例提案である、そのように断言をしたい。そして、反対をしたいと思います。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、反対討論はございませんか。

他にありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、次に賛成討論の発言を許します。

3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

議案第13号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正は、佐屋北保育園を廃園するというものであります。私自身、議案質疑、委員会でもいろいろと話をさせていただいた中で、愛西市全体の保育園では、少子化に伴い定員割れを起こしており、市外から多くの児童を受け入れている現状があります。公立保育所でも大きく定員割れの状況にあり、公立保育所の規模縮小に伴う統合化が必要となってきました。また、保育士の雇用確保が困難な状況もあり、公立保育所の統合化は、限られた人材資源の範囲内でこれからの多様化するニーズに応え、充実した特別保育事業が期待できるものだと考えております。

これまで、公立保育所基本方針策定後に地域説明会、保護者説明会、保護者面談を開催するなど丁寧に進められており、説明会でいただいたさまざまな御意見並びに子ども子育て会議の委員から協議いただいた意見に対し、対応策が検討され、統合時期を当初のスケジュールから2年延ばした平成35年度とする、また開園時間を前後30分延長するなど、保護者・児童への配慮を優先し実施していくと見直されております。

市として、地元の要望ででき上がった公立保育所を廃園するということは、苦渋の決断であるということ間違いありません。反対討論の中でもさまざまな御意見がありましたが、この廃園は愛西市の将来をしっかりと見据えたものであり、子供たちのよりよい保育環境整備をこ

れから目指していくものであると確信をしております。

これをもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

なお、愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例第5条の規定により、保育園を廃止する場合には、議長の私を含めた出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。本日の出席議員は20名であります。その3分の2以上は14人であります。

議案第13号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ただいまの起立は15人です。出席議員の3分の2以上であります。よって、議案第13号は原案どおり可決決定いたします。

では、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開を11時30分といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第14号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第15・議案第14号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第14号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第15号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第16・議案第15号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正についてを議題と

し、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

議案第15号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例改正は、中学生の通院医療費の自己負担額の3分の2を助成するものであります。子ども医療費については、昨年9月、新生愛西クラブ、愛西クラブ、公明党あいさいの3党派共同で要望書を提出したところではありますが、本議案は、この要望書を踏まえ、本市の財政状況も考慮しながら継続的な制度運営が可能な内容となっております。また、所得制限を設けず、全ての子供世帯を応援するものであります。

私は、市民が安心して子育てができる環境づくりのため、今後とも子育て支援の積極的な取り組みを要望し、議案第15号に賛成といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、1番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○1番（山岡幹雄君）

議案第15号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、中学生の通院時の自己負担に対する助成制度は、子育て中の家庭においては大変うれしいことではないでしょうか。昨今、子ども医療費の助成制度については、県内でも自治体間で競争のように補助水準が引き上げられております。多くの市町村が、中学生までの通院に助成制度を設けていることは十分承知しております。しかしながら、私は、単に近隣自治体に合わせて無償化を拡充することとか、財源の裏打ちもなく、単なる無償化を安易に拡大することは適当でないと考えております。個人負担がなくなり、安易な受診を助長しやすくなる面もありますので、全額無償化の請願については否決してまいりました経緯があります。

愛西市は、合併した市町村の特例で国から多くの交付税を受けてきましたが、今後は徐々に削減されてまいります。したがって、市の財政状況はさらに厳しくなってまいります。新たに助成制度を拡充することは難しい面があったでしょうが、市当局が、少子化と人口減少が進む中で、愛西市の子育て支援施策として他の施策とあわせて総合的にどう進めていくのか、しっかりと検討してもらうことで愛西市の子育て支援施策が一層前進すると確信をしております。

以上のことから、今回の議案第15号の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

次に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

○6番（高松幸雄君）

議案第15号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について、賛成の立場から発言いたします。

愛西市の中学生の医療費は、現在入院費は無料ですが、通院費は3割負担です。愛知県では、中学生の医療費のうち、通院費は県内54市町村のうち49市町村が現物給付、2市が所得制限のある現物給付、2市が3分の2を現物給付となっており、愛西市だけが助成制度がありませんでした。この条例等の一部改正は、愛西市に住む子育て家庭の負担軽減を図り、子育てをしている若い世代に魅力あるまちづくりを進めるために、従来実施していなかった中学生の通院医療にかかわる医療費の自己負担額の3分の2を償還払いで助成し、所得制限はなく、自己負担額は1割負担とする子育て世代の負担を減らすための条例等の一部改正であります。

先ほど近藤議員からも話がありましたけれども、中学生の医療費助成をめぐっては、公明党あいさい、新生愛西クラブ、愛西クラブの3会派が、昨年9月、市に助成拡大を求める要望書を提出しており、本議案については評価をすることができることから、賛成討論といたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第15号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この条例については、子ども医療費助成の拡大についての条例提案であります。子育て世帯の負担の軽減を図るためとして、中学生の医療費負担のうち、3割の負担を1割負担にする内容であります。小学生まで医療費助成が拡大された平成22年以来、一貫して中学生までの医療費の無料化の拡大を求めてまいりましたが、一步前進として評価するところであります。実際に、本当に助かるという喜んでいただける声も寄せられています。

しかしながら、依然として県内ではおくれた状況は変わらず、90%の自治体は窓口無料化が標準であり、世間並みの制度になります。高校卒業まで拡大を行う自治体もあります。愛西市の人口減少は、子育て支援についての施策の方向が間違っていたのではないかと、そんなことを考えるところであります。後発の自治体として、思い切って児童福祉法の児童と定義される18歳まで無料化の拡大を導入したなら、人口減少の歯どめにもなったのではないかと考えるところであります。愛西に住む子育て世帯が負担の軽減を十分に感じられてこそ、若い世帯を呼び込むことにつながります。シティーセールスを愛西市の住民で行うということにつながるのではないのでしょうか。

また、一般質問で6,000万かかると言っていた年間費用は、質疑では4,000万と訂正されました。しかしながら、このかかる費用の問題についてもまだ検討しなければなりません。また、還付請求に当たっての事務の費用の問題、また還付請求の代理申請はできるのか、郵送申請はできるのか、まとめて何カ月分、そういう請求はできるのかなど、事務の手続について問題解決しなければならない課題が新たにたくさん発生することになります。

今回の3割の負担を1割にするということについては、助成の拡大として私たちは賛成をさせていただきますが、窓口無料化という県内では世間並みの制度については早急に行っていた

だき、子育て世帯、市の職員の無用な負担の軽減にもつながる、市民も一層喜んでもらえる、そういう完全無料化を引き続き求めて、賛成といたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見がございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第16号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第17・議案第16号：愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第17号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第18・議案第17号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第17号：愛西市介護保険条例の一部改正についてに対して、反対討論を行います。

この議案は、愛西市の介護保険料を基準額で4,800円から5,100円へ300円引き上げる提案になっています。この介護保険料の引き上げに関しては、これまで積み上げてきた基金を取り崩し、また独自の区分など、低所得者の重い負担を一定抑えるような工夫を市がしているところ

は、一定に評価するものであります。

しかし、根本的に介護保険料負担は、多くの高齢者にとって既に限界を超えています。介護保険会計への市の独自負担や介護保険に頼らない市の高齢者対策の充実などを行い、介護保険料の低減を行っていくべきだというふうに私たちは考えます。

以上の点から、今回の議案に対しては反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、議案第17号：愛西市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

介護保険制度というのは国が決めた制度で、私自身、今まで国のルールにのっとって実施されることはやむなしという考えでした。しかし、年金の支給額が下がり、支給年齢が上がり、消費税がアップし、今後、国民健康保険税も値上がりしそうな状況です。水道代、下水道代などもどうなるかわからないのが現実です。そうした中で、社会保障のために消費税も値上げをするということと言われ、値上げを国民が認めたわけですが、何に使われているのかわからないのが現実です。今では、高齢者が大変生活が困窮して、寒いのに1週間に1回しかお風呂に入らずに暮らしていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。介護保険料だけ払って介護サービスが買えない、そういった買うお金がない、そんな高齢者がふえるのは間違いないと私は思っています。

私は、市町村として、しっかりと国に対してノーという態度も示していくことが必要だと思いますので、今回の改正には反対といたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

4番・神田康史議員、どうぞ。

○4番（神田康史君）

議案第17号：愛西市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、介護保険法等の一部改正及び介護保険料の額の改正に伴うものです。介護保険料の見直しは、介護保険サービスの給付の安定化や事業継続性の確保、またサービス向上に必要なものとなります。超高齢化社会を迎える今、新しい地域支援事業など地域包括システムの体制づくりは始まっておりますが、その上で、第1段階の公費による軽減、第2、第3、第4段階に対する市単独軽減を継続しているのみならず、基金を利用して被保険者の負担の抑制に努めていることを評価いたします。

それを前提とし、賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第17号は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第18号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第19・議案第18号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第19号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第20・議案第19号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第20号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第21・議案第20号：土地改良事業に伴う町及び字の区域の変更及び廃止について

を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第21号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第22・議案第21号：愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第21号：愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、討論を行います。

この議案は、永和出張所廃止に伴う窓口サービスのかわりとして提案をされております。永和出張所の存続については、一つは、人口また窓口業務の取り扱いも支所がある八開地区と同等であります。

それから、2つ目には、永和出張所の存続を求める5,105名の地元の要望が市長に出されております。永和地区の住民にとっては、出張所の存続が一番の住民サービスであることをここで確認して、この議案に賛成いたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第22号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第23・議案第22号：市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第23号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第24・議案第23号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第23号：市道路線の認定についてですが、今回、市道路線の認定ということの議案ですが、この中には、9359号、9366号、9367号、9368号のいずれの市道認定についても、企業誘致地地内の中の市道の認定であります。今回の企業誘致については、計画がずさんであると一貫して反対してまいりました。

よって、本議案には反対です。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見ございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第24号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第25・議案第24号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第24号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について、討論を行います。

この予算には、特別職の期末手当の増額分が計上されております。

議案第6号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでも述べましたが、市民に負担とサービス削減を求めて、一方、特別職の報酬を引き上げるとは市民の理解が得られません。

よって、議案第24号には反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第25号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第26・議案第25号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第26号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第27・議案第26号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第27号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第28・議案第27号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第28号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第29・議案第28号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第29号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第30・議案第29号：平成29年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定いたします。

ここでお昼の休憩とさせていただきます。再開を1時からいたします。

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第30号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第31・議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算についてを議題として、討論を行います。

通告に従いまして、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算について、反対討論を行います。

今回の予算について、主な反対理由を述べさせていただきます。

総務関係では、議会費の540万円を予定としている高級な議長公用車は、必要があるとは我々は考えません。借りる車がないというのであれば、もっと安価な車を市長部局で購入し、共用をさらに進めていくことが必要だと思います。

また、地域自主防災会の訓練補助金の廃止については、避難所運営など連動した訓練は必要だとは考えますが、災害時に一番の基礎となる地域の自主防災会の活動がこれによって崩れてしまうおそれがあり、やはり見直しが必要だと考えています。

また、地域の行政事務委託料の30%カットも地域にとっては大変大きな痛手であり、市が市民との協働を言うのであれば、基礎単位である町内会や自主防災会というところへの活動支援にもっと目を向けるべきだというふうに考えます。

福祉関係では、4月からの高齢者の布団洗濯・乾燥サービスの対象者を要介護度1以上にしたことは大変大きな問題であります。せめて回数を減らしてでも継続してほしいという切実な声が、私たちのところにもたくさん届けられています。高齢者にできるだけ元気に暮らしてもらうためにも、こうした制度をしっかりと続けていくことが必要ではないでしょうか。

また、建設分野では、企業誘致にかかわる交差点改良などが含まれていますが、これに関し

ては、企業誘致の計画のずさんさというものを考える場合に、もう一度しっかりと考えていく必要があります。仮に交差点の改良を行うとしても、今後の内容の中身によっては、さらに交差点改良を追加していかなければならないような状況にもなるような、そういう状況の中では賛成できるものではありません。

また、教育関係では、文化会館が指定管理になるための予算になっています。文化会館はやはり市の施設であり、市が責任を持って運営をしていくべきだと私たちは考えています。

また、さらには、今回は永和出張所の廃止が出されました。郵便局での一定のサービスが保障されるということにはなりましたが、やはり地域の皆さんにとって、永和出張所がなくなることは大変大きな痛手です。以前の5,000名を超える署名の意見を酌めば、やはり永和出張所の廃止を含めたこの予算には賛成できるものではありません。

今回の予算に関しては、期日前投票の実施や、さらには民間の木造住宅の解体費、除去費の補助など、そうした新しい点で賛成できる面もありますが、特別職の手当の増額なども含めた自分たちの部分に関してはお手盛りで予算をつくり、そしてその一方で、市民の皆さんには、これまで掲げたようなところでの市民サービスの削減や、さらには地域への支援を大幅に削っていく、さらには、学校などでも、小・中学校の助成金などについては、またさらに引き下げられたままといったような、こうした市民に冷たい姿勢の状況になっています。

そうした点で、今回の一般会計予算には反対をいたします。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○2番（吉川三津子君）

では、議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今までは、地域での自治会活動や市の補助団体のみにしか目を向けられていなかったわけで、次年度からは、目的を持った自主活動に対する、市民活動に対する助成等も目を向けられるようになります。その点については、市民協働のスタートということで大変評価をしております。

また、福祉部局におきましても、あいさいっ子相談室とか、福祉と教育との連携も進み、リスクの高い子供に対してはケース会議なども実施されて、手厚く一人一人の子供に目が向けられているという面で、委員会のほうでは賛成をさせていただきました。しかし、一つ欲を言えば、ひとり親の方たちが今ファミサポを利用できるような状況になっていません。登録もできていません。その理由は、時給500円程度で働いているのに、1時間当たり700円出せるかということなんです。そのしわ寄せは子供に行っています。仕事を休めば首になる、だから、子供は熱があるのに1人で留守番させられている、そんな環境で働いている人がまだまだいるのが現状です。それは、市行政から見えていないだけで、そういった方たちは電話をすることさえ諦めているのが現状だと私は思っています。

また、児童クラブのマンモス化、そして保育士の確保等、たくさん課題があるということを一言申し添えたいと思っております。そして、今回、一般質問等でも税金の無駄遣いに関する

指摘をたくさんさせていただきました。何千万円、何億円の予算は簡単に組めて、ほとんど人が通らないところの側溝工事や道路新設もされて、なぜこうしたひとり親家庭、たった10万円あれば救われる、そういった事業がつくられていかないのか、大変今回の議会でも疑問に感じた次第でございます。

また、今年度も社会保障に使うと言っていた消費税、これが近々値上げもされますが、消費税の交付金も社会保障に使われているといえども、金額的につじつまを合わせ、同じ井に入れて、数字合わせにされているのが現状だと思っております。

環境事務組合負担金等については、要求されるままに支出しているのが今の現状です。この部分についても改善すべきであり、今回の予算については、とても賛成できるような状況ではありません。先ほど道路の地域要望等のことを申し上げましたが、私は愛西市内を回っておりまして、通学路の側溝のふたがない、朝、交通量が多くて児童が道路の脇に寄って歩いている姿も見えています。しかし、一方では、今回一企業のために人が通らないところの側溝が設置されるなど、やはりそういった面で、どこに優先的に税金を使っていくべきかという視点が大変欠けていると思っております。

それから、先ほど真野議員からも話がありましたが、議長の公用車については、乗れる人数からしても大変今の議会、今後の議会の人数等にはふつり合い、そして節約できる部分であろうというふうに思っております。本当に困っている人に手を差し伸べるのが税金の使い方です。そういった面で、今回の予算は課題が多いと思いますので、反対とさせていただきます。

#### ○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、12番・島田浩議員、どうぞ。

#### ○12番（島田 浩君）

それでは、議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の当初予算は、第2次愛西市総合計画がスタートする年度の予算として、防災対策、公共施設マネジメント施策、子育て世代施策、観光振興施策、健康づくり施策など、現在の重要課題が盛り込まれた予算と認識しております。新規事業では、市民の自主的なまちづくり活動を応援する補助金の創設を初め、子供を安心して育てる環境を整えるため、幼稚園、認定こども園の施設整備や保育補助者の雇用に対して財政的な支援をする民間保育所の環境整備支援事業、佐屋中学校の老朽化に伴い、校舎の長寿命化または建てかえを実施するかの検討をするための健全度調査事業、森川花はす田などの観光資源を生かし、道の駅を含めた周辺地域を観光拠点にすべく整備に向けた調査事業、また、子育て支援施策としては幼稚園入園料補助事業などが計上されています。

こうした事業を展開していくため、普通交付税の縮減が3年目となる中、限られた財源を効

率的かつ重点的に配分した総額205億3,100万円の一般会計予算となっています。市長が常々おっしゃっている「進めるべきは進め、とどまるべきはとどまる」の基本姿勢により、次世代へつながる、将来を見据えた持続可能な行財政運営に期待し、賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、5番・竹村仁司議員、どうぞ。

○5番（竹村仁司君）

議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べます。

本市の財政状況は、市税などの自主財源が少なく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財政状況が続いています。また、平成32年度に普通交付税の合併算定がえが終了し、多額の財源不足が見込まれるため、事業、サービスの検証、見直しや予算規模の適正化など、財政の健全化が喫緊の課題となっています。こうした中、平成30年度の予算編成においては、市民の皆さんと行政がともにによりよい愛西市を目指して、将来に責任ある礎を築くため、真に必要な分野への重点化を一層進めていくものとなっています。

具体的には、市民活動支援公募事業補助金を創設し、市民の皆さんが提案した自主的な活動に対して必要な経費を補助し、市民主体のまちづくり活動を応援します。また、市民の皆さんの交流をさらに深め、市全体の一体感を高めるための愛西市民による音楽祭、愛西市植樹祭が開催されます。こうした行事の開催により愛西市が一つになり、よりきずなが深まることを期待します。

防災の面では、大規模災害に備え業務継続計画を作成し、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、市の防災力の強化を行います。

子育て支援としては、民間保育所などの環境整備に対して財政的支援を行うほか、保育所などにおいて、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助します。また、魅力あるまちづくりのために、木曾三川を活用したかわまちづくり計画を策定し、さらにこれらの観光資源を市内外の方に知っていただくため、道の駅立田ふれあいの里を中心とした観光拠点の整備に向けての調査も実施されます。

このほかにも、市の最重要課題に対して、引き続き限られた財源を可能な限り重点的かつ効率的に配分されることを基本とし、市民の皆さんにとって真に必要な施策を的確に把握していただくことをお願いし、議案第30号に賛成します。

○議長（大島一郎君）

次に、1番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○1番（山岡幹雄君）

議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算は、愛西市が将来都市像である「ひと・自然 愛があふれるまち」の実現に向けて、平成30年度から平成37年度までの8年間における基本構想であります第2次愛西市総合計画の策定に伴い、各施策の推進を図る大切な1年目となる予算であります。市民と行政がとも

によりよい愛西市を目指して、将来に責任のある礎を築くため、「進めるべきは進め、とどまるべきはとどまる」との市長の基本姿勢で、真に必要な分野への重点化を一層進めた予算編成と思われま。

南海トラフ等の災害がささやかれる中、防災対策、また公共施設の老朽化に伴う公共施設マネジメント施策、少子化対策に対する子育て世代施策、道の駅の調査に関する観光振興施策、また市民のために健康づくり施策など多岐にわたり、市の最重要課題に対して引き続き限られた財源を可能な限り重点的かつ効率的に、今回の平成30年度愛西市一般会計予算が配分されております。

以上のことから、平成30年度愛西市一般会計予算について賛成討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第31号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第32・議案第31号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第31号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

議案第31号は、国民健康保険（国保）の都道府県化に伴う予算の提案です。国保の都道府県化は、2015年に安倍政権が強行した医療保険改悪法の柱の一つです。1961年開始の国保の歴史の中で、かつてない大きな変更です。

新制度でも、市町村が国保料を決めたり徴収したりする点では現在と変わりません。大きく変わるのは、都道府県が国保財政を一括して管理することです。市町村に負担させる金額を決めたり、それを上納させたりする仕組みなどを通じ、国保に係る公的医療費を抑え込む役割を都道府県に担わせようというのが政府の狙いです。

この制度変更は、住民の負担する国保料の金額に大きな影響を与えることとなります。市町村が国保料を決めるのに際して、都道府県は標準保険料率を目安として示します。それは強制ではないという建前ですが、市町村には圧力として働きます。これまで国保料の住民負担を軽

減するために市町村が独自に実施してきた財政措置などを、都道府県が住民を優遇し過ぎていると問題視し、軽減措置を事実上やめさせる指導をする事態を招きかねません。

市町村が住民から徴収する国保料などを都道府県に上納させる納付金の仕組みも問題です。都道府県が一定の基準と条件で計算して決める納付金がどれだけの金額になるかが、各市町村の国保料を左右します。しかも、納付金は100%完納が原則で減額は一切認められません。そうすると、市町村は、住民から集める国保料の徴収を強化するしかありません。今でも多くの市町村は、国保料の収納率を上げるために正規の保険証を取り上げるペナルティーを行ったり、預金や財産を差し押さえたりするなど、強権的な手法をとっています。罰則などによって、保険証がないため、ぐあいが悪くても病院で受診できず、治療が手おくれになって、命まで落とす悲惨なケースが全国で相次いでいます。

そんな中で、市町村に国保料の徴収強化を迫る仕組みを推進することは、住民に大きな負担と犠牲を強いる結果にしかありません。国保の都道府県化は、以上のような問題を持っているため、議案第31号に反対します。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、議案第31号、反対の立場で討論いたします。

介護保険同様、国保も国の法律等でいろいろ縛りが出てきているわけですが、弱者の市民を守るために、議会として、やはり市町村の立場として、はっきり物を言わなければならないということで反対をいたしますが、この国民健康保険は本当に低所得者の、弱者の保険であります。そういった面から、市が責任を持って、この国民健康保険のことは完結しなければならないというふうに思っております。県に統合しても、県の資料を見ても、今回いろんな答弁をいただいても、デメリットはありながら、何らメリットがないというのが現状だと思います。

また、将来、市独自の市民に合った軽減措置、そういったものも取り入れにくくなることが想定されますので、反対といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見がある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第32号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第33・議案第32号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第32号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論に参加いたします。

まず、ことしの2月の中日新聞では、後期高齢者の保険料を引き下げることが発表されたところであります。1人当たり平均すると、約1,100円引き下げられる。また、全ての被保険者がかかわる均等割については1,605円引き下げられる。そして、所得に応じての保険料については、0.78%のポイント減で、8.76%という引き下げがされるという報道がされました。

私たち日本共産党議員団は、愛知県の議員でも何人か後期高齢者連合に派遣をされ、一貫して、この高い後期高齢者保険の保険料を引き下げということを求めてまいりました。やっとな負担の軽減ということについて、一つ成果が上げられたのではないかと、そのように考えます。

しかしながら、依然年金に対する負担は多く、特例の減免、減免をされて300円だった保険料が月3,000円になるというような特例の減免もなくなる中で、年金の手取りが少なくなって可処分所得が減るという現状は変わらない状況であります。後期高齢者そのものの制度については、高齢者だけを一つの制度に集め、そして高齢者みずからがみずからの費用を負担しなければならない、多くなれば、当然多くなるというような制度にもなっています。憲法で保障された平等原則に基づいて国民皆保険という制度があるという理解であります。この国民皆保険制度が崩壊へと道を開くことになるのではないかと、思っているところであります。

そういった点では、今回、後期高齢者医療の特別会計の予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第32号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第33号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第34・議案第33号：平成30年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし

て、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第33号：平成30年度愛西市介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

議案第17号のところでも申し上げましたが、まず第1点は保険料の問題です。今回、保険料については一定の努力はされたようではございますけれども、やはり今の市民の高齢者の方々の暮らしを考えれば、既に限界に来ているのは明らかであります。それに対して抜本的な対応をするべきだというふうに考えますので、その点がまず第1点。

2点目が、介護サービスの問題です。特に昨年から始まりました新しい総合事業、中でも地域支援事業などについては、心配されたとおり、B型のサービスについて拡大していくといいながら、残念ながら担い手が十分に育っていない状況であります。こうした介護サービスに関しては、本来であれば、介護保険の中で制度保障すべきもので、国がしっかりとそうした制度をつくっていくことが必要であります。介護保険料の問題を含め、介護保険制度そのものの改善が求められており、そうした点については、国に対してもしっかりと市として要請をしていっていただきたいと思っております。ただ、当面の課題として、B型サービスをもし拡大していくとするならば、やはり既存の介護サービス事業者に頼るだけではなくて、新しいボランティア的な組織などについては、やはり活動の支援をする、あるいは経費の助成などを行っていく必要があると思っておりますので、愛西市としてのサービス事業で安く済ませようという考え方ではなくて、しっかりとしたサービスの充実を図っていくべきではないかというふうにも考えます。

このような点から、今回の介護保険特別会計については反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第33号について、反対の立場で討論いたします。

先ほど真野議員からもありましたように、議案第17号で介護保険料の値上げ、それをもとに予算が組まれておりますので、反対といたします。

また、今後総合事業においては、全国的に緩和型サービスAなどを含めて、民間の事業者が撤退しています。今はまだこの地域の民間の事業者にとって、住民主体のサービスをするのが顧客確保につながるというメリットがあるようですので、そういった形で参入はされておりますが、今後、重度介護者の人口がふえれば、住民主体のサービスを民間事業所がすることは考えられないと思っております。そういった面で、住民主体のサービスをどうつくっていくのかがテーマです。私は何度も申し上げてきましたが、総合事業での住民主体のサービスは市民協働のモデルとなるものです。どう活動を支えていくのか、市民協働課としっかりと連携を強化し、支える団体、活動する団体を支援していかなければならないというふうに思っております。

今回、この住民主体のサービスについていろいろ質問をいたしました。ボランティアだから支援しなくてもいい、そういった考えが市に見え隠れいたします。そして、市が掛ける保険についても大変不十分であり、活動する者が安心して活動できるような保険にはなっていないと思います。そういった点から問題がかなりございますので、この介護保険特別会計につきましては反対といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第34号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第35・議案第34号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第34号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について、討論に参加させていただきます。賛成の立場ではありますが、1点、料金体系の統一ということについて要望をさせていただきたく、発言をさせていただきます。

今、八開地区、立田地区、佐屋地区といった地区ごとの料金体系については統一が進んでいるというところではありますが、八開地区は人頭割で1世帯当たり2,674円、1人当たり1,200円で、大体1世帯1カ月4,000円ほどの費用が負担されています。また、立田地区は平均10立方までが1,620円、1立方以上が140円プラスで、20トン使うとすると3,020円ほどの月々の負担です。そして佐屋地区は、基本が1,296円で、129円が1トン当たりと考えるならば、20トンで2,592円ということで、八開、立田、佐屋ということで1,000円、多いところで1,500円の価格差がある状況であります。

今、農業集落排水については、地方公会計を導入する中で、さまざまな経営の状況というもの改善していこうという取り組みもありますけれども、公共下水があります。公共下水については、20トンで3,240円という金額になります。料金というのは、低いほうに合わせるといところが一つ基準になるかというふうに思いますので、低いほうに料金を合わせるという取り組みをしていただきたいというお願いをいたしまして、賛成といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第35号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第36・議案第35号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第35号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

この公共下水道事業というのは大変これからお金がかかります。人口減少という状況の中で、この公共下水道事業はふさわしくありません。人口減の社会には、人口に見合った整備となる合併浄化槽がふさわしいと常々考えております。この事業を進めることは、将来に負の遺産をバトンタッチすることになります。いち早く見直しをし、できる限り縮小の努力をすべきと考えますので、反対いたします。

○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第35号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、反対の立場で討論に参加いたします。

地方公会計への移行ということで、7割ほどの準備が進んでいるということは表明がありましたが、繰り返し申し上げることになるんですが、その地方公営企業会計の基本というのは、企業の経済性によって公共の福祉の増進を進めるということでもあります。公共の福祉の増進についてということ言えば、加入者の負担という軽減も含まれているということは周知の事実であります。公営企業会計への移行によって、一般会計からの繰り入れを減少させるということがあってはならない、そのように考えております。

また、計画区域はまだたくさん多く残しており、返済の金額はうなぎ登りになっています。加入者への負担が多ならない運営をこれからしていかなければなりません。また、1,500円

の基本料金で10トンまでの使用になるということで、50トンまでは一律150円という料金ではありませんが、5トンしか使わない、例えばそういう少量使用者に対しての負担割合というのは非常に高くなっていくところでもあります。施設の使用頻度を考えれば、少量使用者ほど施設の使用頻度は少ないと考えます。少量使用者単価をつくるべきであり、水道使用料を下水道使用料と同額とするということも、また考えていかなければならないところだと思います。高い公共下水道の使用料金については引き下げてほしいというのは、市に多くの方々から届く声であります。

以上、そういう内容の特別会計予算になっておりますので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第36号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第37・議案第36号：平成30年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第36号：平成30年度愛西市水道事業会計予算について、反対の立場で討論に参加いたします。

平成30年度は、予定では600万円の利益が出るということで予算が組まれております。また、キャッシュ・フローの状況によると、現金残高は前年と変わらない状況であります。水道料金の値上げという変更は必要ではなかったのではないかとということで疑問に思うところであります。

また、支出については、県水の受水費の引き下げの交渉が引き続き行われ、受水費の大幅な引き下げ額、約1,300万円ほどの経費の削減、圧縮がされているということについては評価ができますが、このことによる改善というのは、佐屋・佐織地区の料金の改善は、佐織地区の料金の値上げし過ぎじゃないかという指摘に、料金を値下げすることができるということにつながっているのではないかと考えます。県水の受水費の引き下げということには、引き続きそれ

を取り組んでいただき、料金統一は低いほうへ合わせる検討をお願いしたいと思います。

また、財務状況については、内部留保資金の残高、現金の残高は6億円を超えている状況であります。加入者が4倍の南部水道企業団と比べても、非常に収入に対する内部留保の現金は多い状況で、良好な財務状況であります。この今の財務状況をもとに、早急に料金統一を行っていくべきであります。全体として、負担の軽減に取り組むということが今まさにできます。また、そのときには、施設の受益負担を、多く利用する人から多くいただくというような口径別の料金体系の検討も要望するものであります。基本料金の引き下げによって、少量使用者の負担軽減ということにも取り組んでいくべきだと考えます。

以上、水道代の負担についてはまだまだ軽減できる、そういう要素は大いに含まれておる、そういう企業体質、内情でありますので、値上げされた料金、変更された料金を含む本予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第37号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第38・議案第37号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・請願第1号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第39・請願第1号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題と

し、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、請願第1号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、賛成討論を行います。

今回の請願に関しては、第1項目として、子ども医療費をこの4月から中学卒業まで拡充をすること、また引き続き高校卒業まで拡充をする。さらには、いわゆる償還払いや所得制限がない完全無料化を行うことを求めるものであります。

今3月議会では、中学生の通院に関して2割助成で償還払いということが提案をされ、今回、全員賛成で可決されました。実施は8月からを予定されています。ただ、この中学卒業までの医療費助成に関しては、やはりまずは中学卒業まで完全無料化を行っていくこと、やはり償還払いというのは保護者にとっても、そして市にとっても大きな負担となるものであり、愛西市として、ほかの他市町村でも多くのところがやっているように、窓口無料化を実現する能力は十分あるし、現在の財政の中でもその条件は十分あると考えます。

ぜひともこの請願を採択して、さらに子ども医療費の無料化の拡充をし、そして愛西市の子育て支援、ひいては、愛西市に多くの方々が住んでもらえるような市にしていくことを求めるものであります。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○9番（加藤敏彦君）**

請願第1号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、討論を行います。

子どもの医療費無料化については、市長が8月から中学生の通院医療費の負担を3割から1割にする提案をされました。完全無料化の提案がされなかったのは、愛西市は財政が厳しいとの理由で市議会が反対しているからであります。本当に愛西市は財政が厳しいのでしょうか。愛西市の基金、直近の総額は191億円、市民1人当たり30万円、県下でトップクラスであります。その運用益は、一般会計だけで1億6,000万円あります。議会の答弁でも、総務部長は今の市の財政は厳しくありません。厳しくなるのは、平成33年度からだと述べております。市民に正しい状況を知らせず、財源があるにもかかわらず、子ども医療費を中学生まで完全無料化にしないのが今の愛西市政の状況です。隣のまちのように、せめて中学生まで医療費を完全に無料にしてほしい、これが市民の切実な願いです。

この本議会が、市民のこの願いに応じて請願を採択することを強く求めて、賛成の討論とします。

**○議長（大島一郎君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

では、子どもの医療費無料化の拡充を求める請願に対して、賛成の立場で討論いたします。

今、この請願についての内容についてはお話しさせていただきましたので、最近、愛西市に引っ越してきた人というのは、引っ越さなければよかったというふうに後悔をしているという話がよく届いてきます。また中学生の医療費の無料化は、どこの自治体に行ってもしていることというふうに思っていたということをおっしゃっていらっしゃいます。その後悔の気持ちというのが、愛西市に住んで、しまったという後悔の気持ちが人から人へどんどん拡散しているのではないかとこのように考えております。

平成22年に、小学校6年生まで拡大されてから7年が経過し、8年目に入ろうとしています。平成22年に中学生であった子供たちはもう成人している状況であります。その子供たちの思いも拡散して行って、愛西市へ戻って子育てをしようと思えない2世、3世をつくり出しているのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、平成26年12月には9,298人の署名を提出し、反対多数で否決。平成27年3月には、議員発議で窓口無料化を求める条例発議をし、反対多数で否決。平成29年3月には、子ども医療費の無料化を求める団体請願、これも反対、否決。29年6月には2,362人の署名を提出し、この請願についても反対多数で否決。29年9月には、子ども医療費無料化を拡充する署名2,237人を提出して、それも反対多数で否決でした。そして前回の議会、12月の議会でも、団体請願書についても反対で否決されました。今回出された3月議会で7回目ということで請願を出させていただいているところであります。そろそろ市民の皆さんは、すべきではないかという声も聞こえてまいります。

いつも、自治体の持続可能性を考慮すると難しいんですよという話もありますけれども、私は、市民が持続可能な生活を営んでこそ、自治体というのが持続可能性を持つものだというふうに考えます。そういった点では、市民の皆さんが住みやすく、住んでよかったと思えるような地域にこの愛西市の地域として、していかなければなりません。どんどん少子・高齢化が進んで、国勢調査の報告では、海部・津島地域では、津島を抜いて最下位となったのが今の現状であります。少子化は、現在の施策の失敗ではないか、今、少子化の歯どめを行わなければ、一層の人口減少は回避できません。人口減少するからといって、市は学校や公立保育園の統廃合を計画しております。公立保育園についてはきょう可決をされましたけれども、人口減少のマイナスのスパイラルというのが一層進んでいくのではないかと、そのように危惧する次第であります。

そもそも憲法を生かして自治体運営を行っていくということが、自治体としては求められているところがあります。憲法の第25条には、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。また第13条には、全て国民は個人として尊重される。また第14条には、法のもとに平等であるという規定があります。全ての国民が健康であるということが最優先課題であるのであります。そのために、市はその責務を果たしていかなければいけないのではないのでしょうか。そもそも病気というのは、みずからの意思でなるわけではありません。医療費の負担は皆で分かち合うということが、もともとできた全ての国民が健康保険制度に加入するという根本的な

制度の問題であり、医療を受ける人だけが自分で負担するということになってしまうと、健康保険制度の本質が崩壊をしてしまうのではないのでしょうか。法のもとに平等であるというふうにする憲法の理念に反することともなります。

中学校の子ども医療費については、心配なく医者にかかる環境を市が責任を持って進めるということが必要であります。そのためにも、この請願事項については議会で賛成をしていただいて、それを市に求めていく、そのことを求めて賛成討論といたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・請願第2号から日程第42・請願第4号まで（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第40・請願第2号：国民健康保険税を引き下げ、市民負担軽減を求める請願について、日程第41・請願第3号：国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書採択の請願について及び日程第42・請願第4号：国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

請願第2号：国民健康保険税を引き下げ、市民負担軽減を求める請願について、請願第3号：国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書採択の請願について、請願第4号：国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について、討論を行います。

国民健康保険（国保）の加入者は、年金生活者など無職が4割、非正規労働者などの被用者が3割を占めるようになっていきます。請願第2号：国民健康保険税を引き下げ、市民負担軽減を求める請願で述べているように、自営業者は、売り上げが前年より52.31%減少、利益が前年より50.90%減少と厳しい状況です。

2017年度の国保の状況は9,045世帯、そのうち滞納世帯が875世帯、9.7%、短期保険証154世帯、1.7%となっております。1割が滞納世帯です。国保を保険制度として維持するには相当額の国庫負担が必要ですが、国は、国保の財政運営に対する責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から、2015年度の

20.3%にまで下がっています。県も、1997年の28億円が現在はゼロ円であります。その結果、保険税の負担緩和を図るため、近隣自治体では一般会計からの繰り入れを行っています。2016年度、津島市が1億9,640万6,000円、あま市が4億1,252万2,000円、弥富市が1億282万2,000円、大治町が6,110万円、飛島村が3,925万7,000円となっております。市民負担の軽減を図るには、国保の国庫負担を引き上げること、県の事業費補助を復活すること、市の一般会計からの繰り入れを行うことが必要であります。

以上の理由で、請願第2号から第4号についての賛成の討論とします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

最初に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定いたします。

次に、請願第3号を採決いたします。

請願第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決定いたします。

次に、請願第4号を採決いたします。

請願第4号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第4号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第43・選挙第1号

#### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第43・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区環境事務組合議会議員に石崎たか子議員と吉川三津子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました石崎たか子議員と吉川三津子議員を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、石崎たか子議員と吉川三津子議員が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選された石崎たか子議員と吉川三津子議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例議会におきまして、上程を申し上げました平成30年度当初予算など多くの議案に対しまして、さまざまな質疑を通じ御議論をいただき、また各議案につきまして御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

平成30年度市政運営につきましては、施政方針説明でも述べさせていただきました将来を見据えた市政運営に努めていきたいと思っております。また、各議案の質疑などで賜りました御意見などにつきましても、今後の市政運営に生かしていきたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、先日、市民向けの説明会を開催させていただきました市の最上位計画であります第2次愛西市総合計画が、平成30年4月からスタートいたします。これからも多くの方に愛される愛西市となっていくようお願いを込めまして、将来都市像を「ひと・自然 愛があふれるまち」といたしております。持続可能で魅力あるまちづくりを、この計画に基づき、市民の皆様との協働により進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様方並びに議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくをお願い申し上げます。

さて、平成29年度も年度末を迎え、市職員では長年市政運営を支えてまいりました部長3名を初め、29名の職員が今年度末で退職をいたします。また、平成30年度新規採用職員におきましては、再任用職員を合わせ29名と大変厳しい人事状況となっております。退職職員各位の今までの労をねぎらうとともに、今後はそれぞれの立場で愛西市のため、引き続き尽力をさせていただきたいと思っております。人材は愛西市の宝であります。今後は、さらに市職員の採用状況は厳しいものとなりますが、人材確保、人材育成に努め、職員個々の能力開発及び組織の向上を図るとともに、職員一丸となって日々の業務に邁進していかねばならないと考えてお

ります。

結びになりますが、季節の変わり目になり、体調維持に何かと苦勞するきょうこのごろではございますが、議員各位におかれましてはお体に十分御留意をいただき、御活躍されることをお願い申し上げまして、閉会に当たり御挨拶とかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

これにて平成30年3月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後2時02分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

大島 一郎

会議録署名議員
第17番議員

石崎 たか子

会議録署名議員
第18番議員

堀田 清